

改正相続税制度が本年1月1日より施行されました。

平成27年1月1日以降に相続により取得する財産に係る相続税に関する主な改正点は次のとおりです。

1 遺産に係る基礎控除額が引き下げられ、課税対象者が増加しました。

相続税は、遺産額から基礎控除額を差し引いた金額に対して課税されますが、この基礎控除額が引き下げられました。

従前の基礎控除額	平成27年1月1日以降の基礎控除額
5,000万円+(1,000万円×法定相続人の数)	3,000万円+(600万円×法定相続人の数)

これにより、例えば配偶者と子2名が相続人となる場合、従前は、遺産額が8000万円を超えなければ課税対象となりませんでした。平成27年1月1日以降の相続は、遺産額が4800万円を超えると課税対象となります。

2 最高税率の引き上げなど税率構造が変わりました。

各法定相続人の取得金額※	従前の税率	平成27年1月1日以降の税率
～1千万円以下	10%	10%
1千万円超～3千万円以下	15%	15%
3千万円超～5千万円以下	20%	20%
5千万円超～1億円以下	30%	30%
1億円超～2億円以下	40%	40%
2億円超～3億円以下	〃	45%
3億円超～6億円以下	50%	50%
6億円超～	〃	55%

※「各法定相続人の取得金額」とは、課税遺産総額（遺産額から基礎控除額を控除した金額）を法定相続人の数に算入された相続人が法定相続分に応じて取得したものとした場合の各人の取得金額をいいます。

3 未成年者控除や障害者控除の控除額が引き上げられました。

未成年者や障害者は、各相続人の納めるべき税額から、それぞれ定められた額を控除して実際に納税しますが、この控除額が引き上げられました。

●未成年者控除

従前 20歳までの1年につき6万円

平成27年1月1日以降 20歳までの1年につき10万円

●障害者控除

従前 85歳までの1年につき6万円

(特別障害者は12万円)

平成27年1月1日以降 85歳までの1年につき10万円

(特別障害者は20万円)

4 小規模宅地等の特例の適用対象となる宅地面積等が拡大しました。

小規模宅地等の特例は、被相続人等の事業や居住のために使用されていた宅地等がある場合に、一定の要件の下に、遺産額の計算上、宅地等を減額して評価するというものですが、減額の対象となる限度面積が、居住用の宅地等について、従前の240㎡から330㎡となるなど、小規模宅地等の特例の適用対象が拡大しました。